

特別支援学校の教員の免許状について

平成19年4月1日に教育職員免許法の一部が改正されたことにより、盲学校、聾学校及び養護学校ごとに分けられていた教員の免許状は、特別支援学校の教員の免許状に一本化されました。

【特別支援教育領域】

特別支援学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、1又は2以上の特別支援教育領域（次の5つの教育の領域のこと）を定めて授与されます。

視覚障害者に関する教育の領域
聴覚障害者に関する教育の領域
知的障害者に関する教育の領域
肢体不自由者に関する教育の領域
病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域

「特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状」と「特別支援学校の教員の普通免許状又は臨時免許状」の両方を所持している方は、免許状に定められている特別支援教育領域を担任する特別支援学校の教員になることができます。（1）

【普通免許状への新教育領域の追加】

特別支援学校教諭の普通免許状（盲・聾・養護学校教諭の普通免許状を含む。）を所持している方は、新たに同一の種類（二種、一種、専修）の特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受けることはできませんが、単位の修得又は教育職員検定の合格（2）により、免許状に新たな特別支援教育領域（新教育領域）の追加の定めを受けることができます。

- 1 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を所持している方は、当の間、特別支援学校の教員の免許状を所持していなくても、特別支援学校の相当する各部の教諭等になることができます。
- 2 受検者の人物、学力（修得した単位）、実務（教員として良好な成績で勤務した年数）及び身体について都道府県教育委員会が検定を行い、合否を決定します。